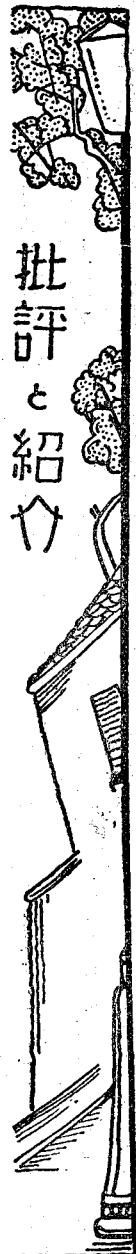


土木費流用問題

水川生



「道路の改良」第十五卷第一號に武井道路課長が「救農土木の第一年度」との題下に記述せられた處を見るに昭和八年度に於ては府縣事業及町村事業の相互間に彼此融通の途が開かれたこととなつたに就て「七年度の豫算に於ては府縣道及町村道の改良補助費のみが農村振興道路助成費なる一
款に收められ、他の町村河川及港灣事業助成費は固より中小河川及地方港灣の改良助成費は孰れも別款に計上された爲に、豫算の流用は僅かに道路の間に於てのみ之を認められたに過ぎなかつた、斯る豫算の組立て方に付ては當時既

に議論の有する所であり、之が實施に當りては夙に東北地方各縣知事より政府に對し是等事業費全部に亘り彼此流用の途を開かれた旨の上申書まで提出され、其の他の地方政府も屢々斯る希望を耳にするに至つたので、旁、政府は從來の實績に鑑み今回の豫算に於ては是等府縣及町村の起興する道路河川及港灣事業に對する補助費を總て農村振興其他土木事業助成費なる新設に收め、道路河川港灣の區別は其の目に於て之を明にする事となつた、從つて昭和八年度の豫算に於ては所謂縦の流用も横の流用も共に可能とな

つたのであるから、地方當局の権限に屬する時局匡救事業の配分及選擇の範圍は從來よりも一層擴大され、其の責任に於て自由に時局匡救の實を擧げ得ることとなつた譯である。」と這般の消息頃末を詳かにせられて居る。それに依つて昭和八年度の豫算の特徴が窺はるゝのである。

處がT M 生が此の豫算の特徴を看取し之を道路事業の用途に轉向せしむることが地方民に取つて尤も適當で且つ其要求に應する所である而かも府縣總體の狀況から觀察するときには河川港灣事業は特殊的で偏在的であつて道路の普遍性を帶ぶる事實とは其趣を異にするから折角八年度に於て舊來の窮屈な處置を打開したのに従して其流用の自由範圍を制限することの如き方法を避けて可成的道道路事業に流用せしむることが恰當であるとの主旨を開陳せられた、此T M 生の意見に對し「水利と土木」第六卷第三號誌上に於て安田正鷹氏が「時局匡救事業費の流用」と題し論ぜられた一文の中に「この問題は各事業費の彼此流用が自由になつたことを利用して必要以上に豫算の流用を行ひまたはこれ

を強要せんとし、當初の計畫たる各土木事業に對する豫算振を徒らに歪曲せんとする不當行爲の行はるゝ場合には特に冷靜に考へて見なければならない」と言はれて居るが此意見に對して反対する者は一人もあるべき筋のものでない。前記武井道路課長の文中「地方當局の権限に屬する時局匡救事業の配分及選擇の範圍は從來よりも一層擴大され、其責任に於て自由に時局匡救の實を擧げ得ることとなつた譯である」と述べられた點から見れば安田氏の意見と矛盾も衝突もない、當局の意圖は時局匡救土木事業は事業本位ではなく窮乏農村民の匡救に存するとは言ひ矢張事は公平に處置は適法に爲すに在ることは敢て吾人の言を俟つの要なきものである、要は各地方長官が其所管地域に於ける實情に従事業の要否に照らし按排して農村匡救の目的を達成するに於ける施工事業の效果を大ならしむることに細心の注意を注がねばならぬ、妄りに他の意思に追隨盲從すべからざるは勿論自己の職責として遺憾なきを期すべきものである、必要以上の流用は濫用である、歪曲な處置は越權であ

ると言はなければならぬ。斯る曲事不當行爲を敢てするが如き地方官も中央官吏もあるべき筈がない。

T.M.生が道路事業の成果を大ならしむることを願望するが爲めに農村振興其他土木事業助成費を道路事業費に流用せんことを唱ふるは或は其職務的意識の強調に出でたるものなるべく、安田氏が河川事業の完成を謀ることに忠實なるの結果可成的河川費を多額に導き執行上に錯覚乃至遺漏なからんことを論ぜらるゝも亦職務的意識の旺盛なるを證するものであると吾人は看取する、故に區々たる字句や引例の如き敢て意に介すべきことでない、須らく虚心坦懐互に其職に忠なるの心を以て協力和衷土木局の一員として努力せられ、事に當られんこと之れ吾曹の切に庶幾ふ所である。

珍妙な計算

A会社の地方部員で安多早興と云ふ人物があつた、西遊記の玄猪の様な性格者だ、夫れが退職して某町の町會議員に立候補した、大元教の吉本喝唱居士は天下無類の偉才と賞讃した、友人正内某は運動費調達に苦心し勧誘状を配布したか舊事成れりと喜んだが翌日七名の一人から今朝吾々は相談したが意外にも三圓づゝ集めて見ると零となつた即ち $7 \times 3 = 0$ と言ふ珍妙な計算となつた、之はアイン・シニタインでも解し得ない、どんな高等數學者でも判らない結果を得たと返答したと云ふ、戸別訪問の出來ない選舉と思ひ合はして安多候補者の所感や如何、建武の昔足利の代、京は二條の河原に棄てあつた落首の一部に「器用の堪否沙汰もなく渋るる人なき決断所着けぬ、冠上のきぬ待ちも脅はぬ笏持て内裏交はり珍らしゃ」と言ふ句を思ひ出された。(村吾愚生)